平成２５年（フ）第１２０号
山口県下関市金比羅町２番２号、住民票上の住所山口県下関市松屋本町１丁目３番28号
債務者　澄川　美代（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成25年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
山口県下関市川中豊町４丁目１番Ａ―302号県営住宅、前住所山口県下関市川中豊町１丁目12番40―403号
債務者　山根祐美子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１３７号
山口県下関市王司川端１丁目２番34―202号サニーカーサＢ
債務者　増永　鉄哉
1　決定年月日時　平成25年９月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第３１７号
北九州市小倉北区赤坂２丁目20番17―601号
債務者　早川　光代
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５３１号
北九州市八幡東区茶屋町９番２号
債務者　佐藤いずみ
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２１０号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝248番地９グランピア鍋島305
債務者　荒木　　登
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７８号
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目26番７号
債務者　日高加奈子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２８５号
鹿児島県鹿児島市中山２丁目28番70号
債務者　七村　正行
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３１８号
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目14番15号
債務者　櫻井　　清
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３１９号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町20番14号　上村ハイツ405号
債務者　川口　隆洋
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２８８号
金沢市有松２丁目２番20号　安田荘２号室
債務者　山上　昭子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３０２号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘２丁目38番地
債務者　島田　靖子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１７３号
三重県鈴鹿市南旭が丘１丁目11番22号　メゾンスーシ103号、前住所三重県津市雲出伊倉津町1077番地１
債務者　太田まり子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６３号
三重県名張市南百合が丘22番地
債務者　若林　吉已
1　決定年月日時　平成25年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第１５９号
三重県桑名市大字和泉611番地１　アクシスⅡ102号、前住所名古屋市中区千代田４―８―20　ラ・ファサード302
債務者　川口　瑠美
1　決定年月日時　平成25年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第９３４号
京都市北区衣笠東開キ町16番地７　松本マンション303
債務者　竹治　貴之
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１００３号
京都市西京区山田弦馳町７番地２ハイツ永楽105号
債務者　稲井　陽一
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係